

・・・就学援助制度のご案内（概要）・・・

安城市教育委員会

1 就学援助を受けることができる方(認定理由)

安城市に住所を有し、市町村の設置する小・中学校の児童生徒または就学予定者の保護者で、次のいずれかの理由に該当する方が、就学援助の認定を受けることができます。

1. 生活保護を受けている
2. 生活保護が停止又は廃止された
3. 市民税が非課税であった
4. 市民税が減免された
5. 個人の事業税が減免された
6. 固定資産税が減免された
7. 国民健康保険税が減免された
8. 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された
9. 国民年金の掛金が減免された
10. 児童扶養手当が支給された
11. 生活福祉資金の貸付けを受けた
12. 要保護者に準ずる程度に困窮している（※1）

※1 申請者の方の世帯の所得額に応じて判定させていただきます。

2 就学援助費の支給内容・金額

下表の費目について、学期ごとに金額を決定して支給します。

学校 学年	費目	学用品費	通学 用品費	校外 活動費	生徒会費	PTA 会費	修学 旅行費	新入学児童 生徒学用品費
小学1年	970 円 (月額)							57,060 円※2
小学2～5 年		190 円 (月額)	実 費 (上限 1,600 円)	実 費 (上限 4,650 円)	実 費 (上限 3,450 円)			
小学6年					実 費 (上限 22,690 円)			
中学1年	1,895 円 (月額)							63,000 円※3
中学2年		190 円 (月額)	実 費 (上限 2,310 円)	実 費 (上限 5,550 円)	実 費 (上限 4,260 円)			
中学3年					実 費 (上限 60,910 円)			

※2 4月30日までに申請をした認定者に限り支給されます。入学前に申請をしていただくこともできます。その場合は、入学前の3月に支給されます。

※3 小学校から継続して認定されている方・・・小学6年生の3学期に支給されます。新規に申請される方・・・4月30日までに申請をした認定者に限り支給されます。中学校進級前に申請をしていただくこともできます。その場合は、小学6年生の3学期に支給されます。

3 申請方法

(1) 申請方法

お子様が在籍されている学校へお申し出ください。提出書類は学校にあります。

(未就学児の方は、入学説明会の案内通知に申請書等が同封されています(入学前の1月頃お手元に届きます))。

(2) 提出書類

- ① 就学援助費支給申請書兼世帯票
- ② 就学援助費口座振込依頼書
- ③ ②で指定する銀行口座の通帳の写し（表紙裏の口座番号・口座名義が分かる箇所）
- ④ 収入があった方の課税(非課税)証明書（該当者のみ ※4）

申請者ご本人が手書きされない場合は、押印が必要です。

※4 認定審査にあたり、ご収入のある方の所得の確認をさせていただきますが、転入や所得の申告がないなどの理由で所得を確認できない場合は、課税証明書の提出をお願いしております。

(3) 申請時期及び書類提出先

申請時期	提出先	認定日
3月及び4月	入学予定者→入学予定の学校 上記以外 →在籍の学校	4月1日 (年度当初から認定)
5月～翌年2月 (随時受付しています)	在籍の学校	学校提出日 (年度途中から認定)

4 支給時期・支給方法

学期ごとに給食回数や経費等を計算し、各学期終了後（概ね8月、1月、4月）に支給します。新入学児童生徒学用品費につきましては、入学（進級）前の3月に支給することもできます（申請時期の要件あり）。

振込は、保護者名義の銀行口座に振込みますが、学校における集金等に未納が生じた場合は、支給方法を各学校長口座への振込に変更し、各学校で費用を精算後、残額を現金で支給することがあります。

5 Wi-Fi ルーターの貸与

児童生徒の家庭のインターネット環境を整え、タブレット端末の活用を推進するため、希望する認定者に対し、Wi-Fi ルーターを無料で貸与します（※5）。容量は、10GB/月です。認定後に貸与についての希望調査をさせていただきます。

※5 ただし、ご家庭に無制限のWi-Fi ルーターが設置されている場合は貸与の対象にはなりません。

6 認定後の手続き

毎年9月頃、世帯状況を確認させていただくため、教育委員会から受給者へ「就学援助支給現況届出書兼世帯票」を送付します。継続して受給を希望する方は、必要事項を記入のうえ、指定する期限までに在籍する学校へ提出してください。提出がない場合、就学援助は廃止となります。また、提出いただいても、審査の結果、就学援助を継続できないことがあります。

7 辞退又は就学援助停止

申請・認定後に転居や結婚等による家庭状況の変更により就学援助を必要としなくなった場合は、学校に辞退届をご提出ください。また、家庭状況及び収入状況の変動により認定理由が消失した場合は、就学援助を停止することがあります。